

○提出書類の作成などにおけるQ&A

(Q 1) 昨年度提出しているため、今年度は提出しなくてもよいか。

(A 1) 必ず毎年提出してください。有料老人ホーム情報の報告(定期報告)は、老人福祉法第 29 条第 11 項、厚生労働省老健局高齢者支援課長通知(平成 30 年 3 月 30 日付け老高発 0330 第 3 号・第 4 号)及び宮崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 13 の規定に基づき報告を依頼しているものです。

(Q 2) 重要事項説明書は、昨年度提出した内容と変更がないため、昨年度提出した重要事項説明書を提出してよいか。

(A 2) 令和 6 年 11 月 8 日付けで重要事項説明書が改正されています。今一度、当ホームページに掲載している新様式であることを確認のうえ、ご提出ください。

別紙様式(令和 6 年 11 月 8 日改正)

令和 7 年 7 月 1 日現在

重要事項説明書

施設の名称	フリガナ			
	名 称			
定員・室数	定員	人	室数	室

(Q 3) 令和 7 年 4 月 1 日に利用料金などを変更したが、変更届の提出を失念していた。提出する重要事項説明書は、変更後の内容を記載してよいか。

(A 3) 変更後の内容を記載してください。変更届も同時に提出してください。なお、市に届出ている内容に変更が生じた場合は、変更後 1 ヶ月以内に変更届を提出することになっていますので次回からは、忘れずに変更届を提出してください。

(Q 4) 重要事項説明書について、文章が枠内に収まらない部分があるが、重要事項説明書様式の行高や列幅を変更してもよいか。

(A 4) 行高や列幅を変更しても構いませんが、変更することによりページ数が増えることがありますので、ご注意ください。対応としては、概要を記載する、文字のポイントを小さくするなどして、枠内に収めるようにしてください。

(Q 5) 提出した有料老人ホーム情報開示等一覧表及び重要事項説明書は、どのように使用されているのか。

(A 5) 提出された有料老人ホーム情報開示等一覧表及び重要事項説明書については、老人福祉法第 29 条第 12 項等の規定に基づき、当ホームページに掲載し公表しています。

【関連ページ】

・有料老人ホーム情報開示等一覧表・重要事項説明書一覧(*)掲載ページに移動します。)